

令和 7 年度 吉富町地域防災計画改定業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 一般事項

(1) 要旨

この実施要領は、令和 7 年度 吉富町地域防災計画改定業務委託（以下「本業務」という。）の委託先を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

(2) 業務委託の概要

① 業務委託の名称

令和 7 年度 吉富町地域防災計画改定業務委託

② 業務内容

「吉富町地域防災計画改定業務委託特記仕様書」のとおり

③ 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで

④ 委託金額上限

6,028,000 円以内（消費税および地方消費税の額を含む）

(3) プロポーザルの概要

① 名称

吉富町地域防災計画改定業務委託
公募型プロポーザル

② 主催者・事務局

吉富町役場 未来まちづくり課

〒 8 7 1 - 8 5 8 5

福岡県築上郡吉富町大字広津 2 2 6 番地 1

TEL 0 9 7 9 - 2 4 - 1 1 2 2（ダイヤルイン）

FAX 0 9 7 9 - 2 4 - 3 2 1 9

Email mirai@town.yoshitomi.lg.jp

HP <https://www.town.yoshitomi.lg.jp/>

③ 選定および特定方式

公募型プロポーザル

④ 実施スケジュール

実施内容	実施日程（令和7年）
プロポーザルの公告	5月7日（水）
質問受付期間：実施要領に関する質疑	5月15日（木）午後5時まで
質問回答公表：実施要領に関する回答	5月19日（月）
参加表明書提出期限	5月22日（木）午後5時まで
プレゼン実施通知日	5月30日（金）
企画提案提出期限	6月6日（金）午後5時まで
提案プレゼン審査	6月12日（木）
プロポーザル審査結果通知書による通知	6月中旬
契約締結	6月下旬

⑤ 実施要領の閲覧・取得方法

本プロポーザルの関係資料は、本町ホームページ上で交付する。

<https://www.town.yoshitomi.lg.jp/>

2.実施に関する事項

（1）選定および特定の方法

プロポーザル審査とする。

（2）参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業または共同企業体とし、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

本プロポーザルに参加できる者は、次の①～⑥に掲げる要件をすべて満たす者であること。

共同企業体による参加を希望する場合は、構成員のすべてが次の①～③に掲げる要件を満たす者であること。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

③次のいずれにも該当しないこと。

- A 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- B 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- C 暴力団員が役員となっている事業者
- D 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- E 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材の購入契約等を締結している者
- F 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- G 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- H 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

④金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

⑤契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であると。

⑥本業務について、十分な業務遂行能力を有し、同一業務の受託実績を有すること。

3. 質問に関する事項

（1）質問方法

参加表明及び提案書に関して不明な点がある場合は、事務局に電子メールにより提出すること。

・質問書（様式第1号）

電話及び来庁による口頭での質問は一切受け付けない。

なお、質問の内容で、「評価及び審査に関わる質問」及び「提案内容に関わる質問」については一切受け付けない。

（2）回答について

質問と回答は、随時、町ホームページ上で公開する。

なお、回答は本要領書及び仕様書の追加又は修正とみなす。

（3）質問の受付期間

実施要領に関する質疑：令和7年5月15日(木)午後5時まで

4. 参加表明に関する事項

（1）参加表明の提出について

①本プロポーザルに参加を希望する事業者は、下記関係書類 a～d をまとめて
ホッチキス左上1箇所留めとし、提出を行うこと

a.参加表明書（様式第2号）1部

b.会社概要書（様式第3号）1部

- ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の取得等公的資格の承認がわかるもの。
- ・品質管理マネジメントシステム（ISO9001）の取得等公的資格の承認がわかるもの。
- ・個人情報マネジメントシステム（PMS）の取得等公的資格の承認がわかるもの。
- ・環境マネジメントシステム（ISO14001）の取得等公的資格の承認がわかるもの。
- ・レジリエンス認証（BCMS）（内閣府の事業継続ガイドラインに基づく認証）の取得等公的資格の承認がわかるもの。

c.業務実績書（様式第4号） 1部

事業者の業務実績を具体的に記載すること。直近10年間（平成27年度～令和6年度）に、元請けとしての受注実績（履行が完了したもの）を最大5件まで記載すること。また、業務実績の内容が確認できる書類の写し等を添付すること。

同種業務：地域防災計画改定業務、南海トラフ地震防災対策推進計画作成業務※防災ハザードマップのみの受注実績は、同種業務として認めない。

d.業務実施体制（様式第5号） 1部

業務全体を管理する管理技術者、業務チェック等を行う照査技術者、及び担当技術者を記入すること。管理技術者及び照査技術者の資格を証する書面の写しを添付すること。

※管理技術者、照査技術者、担当者は福岡県・大分県内に常駐可能であり雇用期間3カ月以上の直接雇用者

管理技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者

地域防災計画策定の実績、または南海トラフ地震防災対策推進計画作成の実績を有する者

※照査技術者は、技術士（建設部門）かつ公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有する者

※再委託は認めない。

② 提出期限

令和7年5月22日（木）午後5時まで

③提出方法

提出書類を事務局宛に郵送（発送を証明できる方法にて提出、期限内に必着のこと）にて提出すること。持参は受け付けない。

(2) 参加表明提出者の選定について

① 参加表明書の審査

事務局において参加表明書の書類審査を行う。

② プレゼン実施通知日

令和7年5月30日（金）

参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにてその旨を連絡する。

5. 企画提案に関する事項

(1) 企画提案の提出について

企画提案を行う事業者は、次のとおり書類を提出すること

以下、選定委員会が審査する提出物

① 企画提案書（様式第6号）：10部 注1

審査提案書はA3判横使いとし、2枚以内とする。

ホッチキス左上留め1箇所とし、A4サイズに折り込むこと。

視覚的表現（写真、イラスト、その他これに類するもの）は、文章を補完するための必要最低限とする。

注1・表面には応募者等を推測させる情報を記載しないこと

（記載があった場合は失格となります。）

提案書に記載する文字のポイントは10.5pt以上とする。

【課題1】地域防災計画の考え方

計画の基本方針を整理し、地域防災としての災害発生時や平常時の備えについての計画を提案すること。

【課題2】事故・風水害対策についての考え方

事故・風水害が発生した場合に多様な視点を取り入れ、関係機関との連携についての計画を提案すること。

② 見積書：1部

本業務に係る全ての経費の見積書を提出すること。

見積書の様式は任意とするが、業務ごとの経費の内訳、消費税及び地方消費税を除いた価格と税込価格を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年6月6日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

提出書類を事務局宛に郵送（発送を証明できる方法にて提出、期限内必着のこと）にて提出すること。持参は受け付けない。

6. 委託者の選定方法について

(1) 選定委員会

委託候補者（以下、「候補者」という。）の選定は、吉富町職員及び識者で構成する「審査選定委員会」において行う。

(2) 選定方法

参加事業者から提出された提案書等について、プレゼンテーションを実施する。あらかじめ設定した評価基準に基づき、選定委員会の委員が提案内容を総合的に評価・採点し、本業務の実施に当たり最適な提案をした事業者を候補者として1者選定する。

なお、プレゼンテーションにおける説明および質疑応答については、本業務を受託した場合に担当者となる者が主として行うこと。

(3) 提案プレゼンテーションの日時等

提案プレゼンテーションの日時及び場所等の詳細については、参加事業者に対して別途通知する。

提出した企画提案書をまとめたパワーポイント資料等を画面共有しながらの説明を認めるが、企画提案書の内容の変更及び追加は認めない。

時間は30分（質疑応答10分含む）とする。

(4) 選定結果

選定結果については、全ての参加事業者に対して参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知書面により通知する。

選定の経緯や内容については公表しない。また、選定結果に対する質疑や異議申し立ては受け付けない。

7.評価基準

項番	評価項目	評価基準	配点
1	会社概要、業務実績	会社の事業状況、技術力、組織体制、類似業務の受注実績など	5 点
2	業務実施体制	管理技術者等及びスタッフの人員配置（経験年数、同種業務の履行実績）、業務工程	5 点
3	基本方針	業務実施にあたっての基本的な考え方、全体の取り組み方は効果的であるか	1 0 点
4	吉富町の課題解決への独自の捉え方	町域や地形を理解し、災害対策における防災ビジョンが明確になっているか	1 5 点
5	【課題 1】地域防災計画の考え方	計画の基本方針を整理し、地域防災としての災害発生時や平常時の備えについての計画が提案できているか	1 5 点
6	【課題 2】事故・風水害対策についての考え方	事故・風水害が発生した場合に多様な視点を取り入れ、関係機関との連携についての計画が具体的に提案できているか	1 5 点
7	提案内容	調査手法、分析手法、とりまとめ手法についての提案は実用性が高く、効果的なものか。	1 5 点
8	見積価格	提案価格に対する評価	1 0 点
9	プレゼンテーション	提案の説明能力、本業務への意欲・姿勢 質疑に対する応答、コミュニケーション能力	1 0 点

8.参加事業者の失格

参加事業者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本要領 2(2)に定める参加資格を満たしていない又は満たさなくなった場合
- (3) 提案書に応募者を推測させる情報の記載があった場合
- (4) その他本要領の定めに反した場合
- (5) 本件に関して不正な行為、公平さを欠く行為等があった場合

9.その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、その一切を参加事業者の負担とする。
- (2) 参加事業者が提出した書類について不達及び遅配を原因とする不利益が生じても、本町はこの責を負わない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 書類の提出後において、その内容の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書等の著作権は参加事業者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。
- (6) 提案者の失格事項
 - ① 選定委員や町内関係者に直接、間接を問わず本件について接触を図った者
 - ② 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる者
 - ③ 提出書類に虚偽の記載を行った者
 - ④ 提出期間内に企画提案書の提出を行わなかった者
 - ⑤ 審査に欠席した者

10. 契約に関する事項

契約内容については、候補者の企画提案書に記載された内容を承認するものではない。契約締結に向けて、候補者と本業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、業務委託契約の締結を行う。

協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

なお、参加事業者が1社であった場合も本プロポーザルは有効とする。